

1 全体事項

- (1) 計画地内の山林は、植生自然度の高い樹林やため池等で構成されており、山地地域と市街地地域をつなぐ生態系の連続性を確保するうえで重要な役割を担うとともに、動植物の重要な生息・生育地域となっている。

このことから、本事業の実施にあたっては、可能な限り樹林の伐採を回避するとともに、ため池の保全に努めること。

また、動植物の生息・生育状況について、事業の実施前後での調査を丁寧に実施し、調査結果等を踏まえ、適切な環境保全措置を講ずること。

- (2) 本事業を進めるにあたっては、昨今の台風や豪雨等による太陽光発電施設の被害状況及び気候変動による短時間強雨の増加を踏まえ、設計条件等を明確にしたうえで、土砂災害や水害、強風によるパネルの飛散被害等が発生しないような造成計画及び発電施設、防災調整池、排水施設等を計画すること。

また、自然地盤や盛土地盤が斜面崩壊（地滑り等）した場合にも、道路や水路等に影響を及ぼさないような計画を検討するとともに、供用後においては、計画地内の施設や斜面の適正な維持管理を実施すること。

2 個別事項

(水環境、土壌環境)

- (1) 流量の調査にあたっては、豪雨による洪水や土砂災害時の影響を適切に把握するため、可能な限り降雨量の多い時期に実施すること。
- (2) 森林を伐採した土壌から栄養塩類が流出することによって、河川及びため池等の富栄養化が懸念されることから、「水の濁り」及び「富栄養化」を配慮項目として選定すること。
- (3) 太陽光パネル等の腐食によって土壌への影響が懸念されることから、事前に土壌の酸性度を把握すること。

(光害)

- (4) 太陽光パネルからの反射光による影響について、予測手法等に関する最新の知見を注視しつつ、適切な方法で予測・評価を実施し、必要な環境保全措置を検討すること。

(植物、動物及び生態系)

- (5) ため池や沢等においては、水生生物に係る現地調査を追加するとともに、希少な動植物の存在を適切に把握するため、落水期にあたる初冬にも現地調査を実施すること。

(6) 哺乳類の現地調査にあたっては、現地の植生状況を事前に確認し、植生ごとに調査地点を設け、適切に生息状況を把握すること。

(7) 緑化計画の検討にあたっては、地被植物も含め在来種の採用に努めること。

(景観、自然との触れ合いの場)

(8) 眺望に係る調査・予測地点については、現況の支障物を考慮して設定すること。

(9) 残置森林及びため池については、計画的に適正な維持管理を行うとともに、事前に地域住民の意見を取り入れながら、自然との触れ合いの場としての活用を検討すること。

(廃棄物等)

(10) 伐採樹木や残土の有効活用に配慮すること。また、事業終了後における施設の撤去においては、事前に撤去費用を積み立てるとともに、リサイクルを優先として適正に廃棄処理すること。

(温室効果ガス等)

(11) 森林伐採による二酸化炭素の吸収量への影響を適切に予測・評価すること。